一般国道23号 中勢道路 (道路事業)

説明資料

平成29年9月25日

中部地方整備局 三重河川国道事務所

目 次

1.	一般国道23号 中勢道路の事業概要		
	(1)事業目的 ······	Р	1
		Р	2
2.	評価の視点		
	(1)事業の必要性等に関する視点		
	①交通渋滞の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р	3
	②災害に強い道路機能の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р	3
	③ストック効果:地域産業の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р	4
3.	事業費の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р	5
4.	事業の進捗及び見込みの視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ	8
5.	県・政令市への意見聴取結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р	8
6.	対応方針(原案) ·····	Р	8

1. 一般国道23号中勢道路の事業概要

(1)事業目的

ちゅうせいどうろ みえ すずか きたたまがきちょう みえ まつさか おづちょう 一般国道23号中勢道路は、三重県鈴鹿市北玉垣町から三重県松阪市小津町に至る延長33.8kmのバイパスであり、一般国道23号現道の交通渋滞の緩和、災害に強い道路機能の確保、地域産業の支援を目的に計画された道路です。

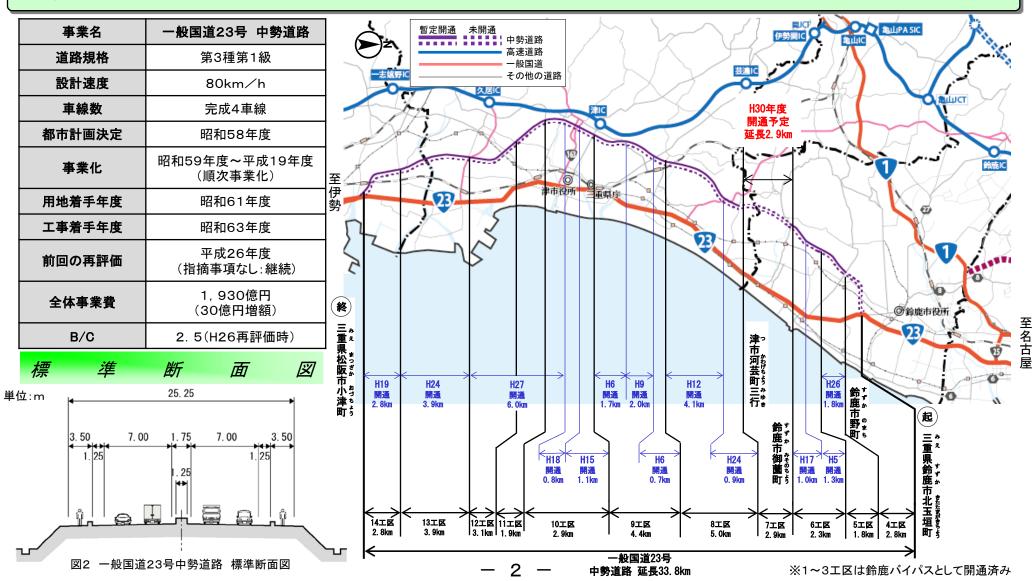
並行する現道23号には主要渋滞箇所(2区間・8箇所)が存在するほか、巨大地震による津波浸水が予測されるなど、多くの課題が存在します。本事業は、課題解決のため、バイパスを整備することで、現道の渋滞緩和、リダンダンシーの確保等の効果を見込んでいます。



1. 一般国道23号中勢道路の事業概要

(2)計画概要

中勢道路は昭和59年度に事業化され、平成28年度までに全線の約84%にあたる28.1kmが暫定2車線により開通しています。



2. 評価の視点

(1)事業の必要性等に関する視点

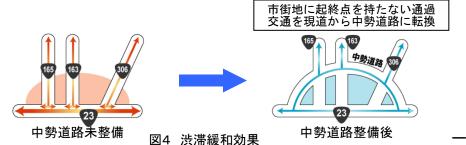
①交通渋滞の緩和

- ■国道23号では混雑度1.0を超える区間が多数存在し、慢性的な渋滞が発生しています。
- ■中勢道路の整備により、国道23号の交通分散が図られる他、中勢道路と国 道23号に囲まれる範囲の渋滞損失時間が約5割減少する等、中勢地域の 渋滞緩和が見込まれます。

現況ネットワーク:H26年度末



図3 中勢エリアにおける損失時間



②災害に強い道路機能の確保

- ■三重県中勢地域の沿岸部では、多くの人口や製造品を出荷する工場が集積しています。
- ■南海トラフ巨大地震の津波では、人口・産業が集中する沿岸部での浸水、 国道23号の寸断が想定されます。
- ■中勢道路整備により、くしの歯ルートと一体となった広域的な支援ルートが 確保され、災害時の救援・救助活動や人員・物資輸送の迅速化が図られま す。



2. 評価の視点

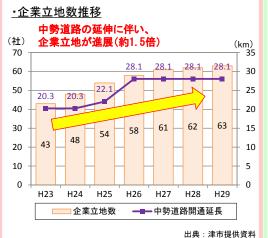
(1)事業の必要性等に関する視点

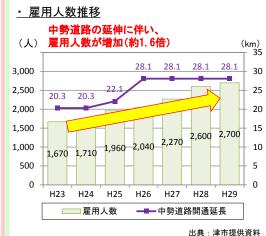
- ③ストック効果:地域産業の支援
- ■中勢道路沿線に位置する中勢北部サイエンスシティでは、中勢道路の延伸に伴い、企業立地数が1.5倍、雇用人数が1.6倍に増加しています。
- ■自動車の排気部品を一貫生産する工場では、中勢道路の整備による輸送時の所要時間短縮、物流コスト削減が期待されています。



中勢北部 (世報ソーン (世報)

■中勢北部サイエンスシティの状況





■中勢北部サイエンスシティ製造業A社の声

- ・中勢道路の計画があるため、 この場所に移転した経緯がある。
- ・中勢道路の整備により輸送時間 の短縮による物流コスト削減が 期待できる。
- ・良い製品を安くすることが 自動車産業の中では必須 であり、その中で物流 コスト削減の重要性は 大きい。



出典:サイエンスシティ企業ヒアリング結果より

3. 事業費の見直しについて:中勢道路

■事業費増加の要因

・耐震設計基準改訂による構造物規模の見直し・・・・・・・・・・ 6億円

・設計基準改訂に伴う擁壁下部の地盤改良工の増工・・・・・・・・ 24億円 合計 30億円増

事業費増額の要因	増額
①耐震設計基準改訂による構造物規模の見直し	
〇平成24年に道路橋示方書が改訂され、地域別補正係数・地震時の慣性力等が見直しとなり、下部工・基礎 工の拡大が必要となった。	6億円
②設計基準改訂に伴う擁壁下部の地盤改良工の増工	
〇当初、補強土壁の基礎構造は、直接基礎にて計画していた。	
○東日本大震災の教訓を反映するため、平成26年8月に「補強土壁工法設計・施エマニュアル」が改訂され、 補強土壁の支持に対する安全率が見直された。(常時:2.0→3.0、地震時:1.5→2.0)	24億円
〇改訂された同マニュアルに基づき、修正設計を実施したところ、補強土壁の基礎構造下部に地盤改良工が必要となった。	

3. 事業費の見直しについて

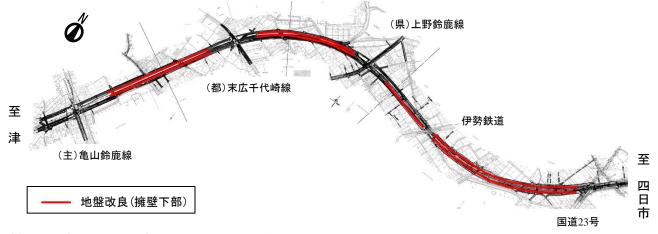
- ① 耐震設計基準改訂による構造物規模の見直し + 6億円
- ■平成24年に道路橋示方書が改訂され、地域別補正係数・地震時の慣性力等が見直しとなり、下部工・基礎工の拡大が必要となった。

■中勢道路全体平面図 ■地域別補正係数の見直し H24道路橋示方書 H14道路橋示方書 津市役所 軍県庁 (c_s, c_b, c_m) 4工区 A (Cz=1.0) AI (1.0, 1.2, 1.0) B (Cz=0.85 A2 (1.0, 1.0, 1.0) 一般国道23号 : C (Cz=0.7) 一般国道23号 B1 (0.85, 1.2, 0.85) 中勢道路 中勢道路 B2 (0.85, 1.0, 0.85) -高速道路 一般国道 C (0.7, 0.8, 0.7) その他の道路 「当初] 「見直し後〕 1200 3000 3000 1200 8 400 1200 3000 . 3000 1.200 8 400 3750 3 750 35 00 4500 3500 6400 5000 2 00 3 000 1 200 0 3 500 43 00 120 00 1 200 0 0 6 500 橋脚断面 5.0m×4.3m 橋脚断面 4.5m×3.5m 杭本数 8本 杭本数 6本 20 0 3 000 | 3 000 1 20 200 3000 | 3000 120 1200 4000 11200 1 200 30 00 | 30 00 1 20 (杭長 30m) (杭長 30m)

3. 事業費の見直しについて

- ② 設計基準改訂に伴う擁壁下部の地盤改良工の増工 +24億円
- ■当初、補強土壁の基礎構造は、直接基礎にて計画していた。
- ■東日本大震災の教訓を反映するため、平成26年8月に「補強土壁工法設計・施工マニュアル」が改訂され、補強土壁の支持に対する 安全率が見直された。(常時: 2.0→3.0、地震時: 1.5→2.0)
- ■改訂された同マニュアルに基づき、修正設計を実施したところ、補強土壁の基礎構造下部に地盤改良工が必要となった。



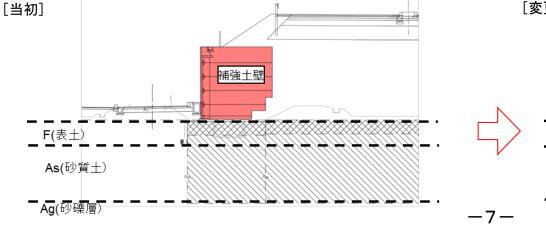


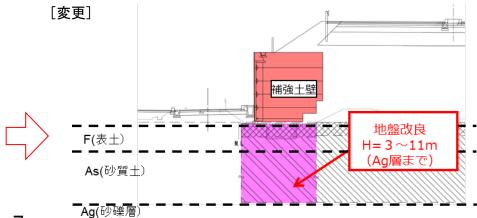
■補強土壁の支持に対する安全率の見直し

旧マニュアル					新マニュアル					
種	種別		安全率及び安定 条件		種別			安全率及び安定 条件		
		常時	地震時	1				常時	地震時	
補強土壁自体の安定性の検討	滑動に対する 安全率 F _s	≧1.5	≧1.2		補強土壁自体の安定性の検討	滑動に対する 安全率	F_s	≧1.5	≧ 1.2	
	転倒に対する 安定条件 <i>の</i> (偏心距離)	<i>≦B</i> /6	<i>≦B</i> /3			転倒に対する 安定条件 (偏心距離)	е	<i>≦B</i> /6	≦ <i>B</i> /3	
	支持に対する F _s 安全率	≥2.0	≥1.5			支持に対する 安全率	F,	≧3.0	≧2.0	
	すべり破壊の 安全率 F _s	≧1.2	≧1.0			すべり破壊の 安全率	F,	≧1.2	≧1.0	
補強土壁放 残留沈下	有害なる	有害な変形が生 しない程度		補強土壁施工完了後の 残留沈下量の目標値			有害な変形が生じない程度			

補強土壁工法設計・施工マニュアル第4回改定版(H26.8)より

■補強土壁の基礎構造下部における地盤改良工





4. 事業の進捗及び見込みの視点

1) 事業の進捗状況

■事業進捗率は約84%、用地取得率は99%に至っています。(平成28年度末)

【参考】

前回評価時:事業進捗率は約76%、用地取得率は97%(平成25年度末)

2) 事業進捗の見込みの視点

すずか きたたまがきちょう すずか のまち

■鈴鹿市北玉垣町~鈴鹿市野町間(延長2.8km)については、用地買収を推進します。

すずか みそのちょう つ かわげちょうみゆき

■鈴鹿市御薗町~津市河芸町三行間(延長2.9km)については、平成30年度の暫定2車線開通に向けて、改良工事及び橋梁上部工事を推進します。

5. 県・政令市への意見聴取結果

■三重県の意見

対応方針(原案)のとおり、事業の継続について異存ありません。

本事業は、国道23号の交通渋滞緩和や災害時の復旧・支援ルートの確保、さらには、地域開発の支援を図るための重要なバイパス事業です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、鈴鹿市御薗町~津市河芸町三行間の平成30年度供用を確実にするとともに、開通の見通しが明らかになっていない区間については、開通の見通しを明らかにした上で、早期全線完成に向けた事業の確実な推進をお願いいたします。

また、既供用区間の渋滞対策の推進もお願いいたします。

6. 対応方針(原案)

■一般国道23号中勢道路の事業を継続する。